

8

関係資料

◆指定基準（土壌の汚染状態に関する基準別表）

①地下水摂取などによるリスクからは土壌溶出量基準が、②直接摂取によるリスクからは土壌含有量基準が定められています。土壌溶出量基準については、すべての特定有害物質に設定されていますが、土壌含有量基準については、特定有害物質のうち重金属を中心とする9物質についてのみ定められています。

特定有害物質の種類		＜地下水の摂取などによるリスク＞ 土壌溶出量基準	＜直接摂取によるリスク＞ 土壌含有量基準
（揮発性有機化合物） 第一種特定有害物質	クロロエチレン	検液1 Lにつき 0.002mg 以下であること	
	四塩化炭素	検液1 Lにつき 0.002mg 以下であること	
	1,2-ジクロロエタン	検液1 Lにつき 0.004mg 以下であること	
	1,1-ジクロロエチレン	検液1 Lにつき 0.1mg 以下であること	
	シス-1,2-ジクロロエチレン	検液1 Lにつき 0.04mg 以下であること	
	1,3-ジクロロプロペン	検液1 Lにつき 0.002mg 以下であること	
	ジクロロメタン	検液1 Lにつき 0.02mg 以下であること	
	テトラクロロエチレン	検液1 Lにつき 0.01mg 以下であること	
	1,1,1-トリクロロエタン	検液1 Lにつき 1 mg 以下であること	
	1,1,2-トリクロロエタン	検液1 Lにつき 0.006mg 以下であること	
	トリクロロエチレン	検液1 Lにつき 0.03mg 以下であること	
	ベンゼン	検液1 Lにつき 0.01mg 以下であること	
（重金属等） 第二種特定有害物質	カドミウム及びその化合物	検液1 Lにつきカドミウム 0.01mg 以下であること	土壌1 kgにつきカドミウム 150mg 以下であること
	六価クロム化合物	検液1 Lにつき六価クロム 0.05mg 以下であること	土壌1 kgにつき六価クロム 250mg 以下であること
	シアン化合物	検液中にシアンが検出されないこと	土壌1 kgにつき 遊離シアン 50mg 以下であること
	水銀及びその化合物	検液1 Lにつき水銀 0.0005mg 以下であり、 かつ、検液中にアルキル水銀が検出されないこと	土壌1 kgにつき水銀 15mg 以下であること
	セレン及びその化合物	検液1 Lにつきセレン 0.01mg 以下であること	土壌1 kgにつきセレン 150mg 以下であること
	鉛及びその化合物	検液1 Lにつき鉛 0.01mg 以下であること	土壌1 kgにつき鉛 150mg 以下であること
	砒素及びその化合物	検液1 Lにつき砒素 0.01mg 以下であること	土壌1 kgにつき砒素 150mg 以下であること
	ふっ素及びその化合物	検液1 Lにつきふっ素 0.8mg 以下であること	土壌1 kgにつきふっ素 4,000mg 以下であること
	ほう素及びその化合物	検液1 Lにつきほう素 1mg 以下であること	土壌1 kgにつきほう素 4,000mg 以下であること
（農薬等／農薬＋PCB） 第三種特定有害物質	シマジン	検液1 Lにつき 0.003mg 以下であること	
	チオベンカルブ	検液1 Lにつき 0.02mg 以下であること	
	チウラム	検液1 Lにつき 0.006mg 以下であること	
	ポリ塩化ビフェニル (PCB)	検液中に検出されないこと	
	有機りん化合物	検液中に検出されないこと	

注：平成28年3月24日土壌汚染対策法施行令の一部を改正する政令（平成28年政令第74号）が公布され、特定有害物質の第一種特定有害物質としてクロロエチレンが追加指定されたため、25物質から26物質となりました。この施行は平成29年4月1日からで、同日以降に法第14条に基づく申請を行う場合は、クロロエチレンについても書類を提出する必要があります。